

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**されます。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年(2019年)に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年(2019年)中の所得の合計額が100万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年(2019年)中の所得の合計額が400万円以下であること

- 保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。**

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 世帯の主たる生計維持者の令和元年(2019年)中の所得が、
- | | |
|--------------|--------------|
| 300万円以下の場合 | : 全部(10分の10) |
| 400万円以下の場合 | : 10分の8 |
| 550万円以下の場合 | : 10分の6 |
| 750万円以下の場合 | : 10分の4 |
| 1,000万円以下の場合 | : 10分の2 |

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

【減免の申請に必要な書類】

- ・**減免申請書(申請要件を満たした方のみご使用ください。)**

◀上記①の対象者▶

- ・**主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負ったことが分かる書類のコピー**
(医師の診断書や入院計画書、死亡診断書、保健所が発行した措置入院勧告書など)

◀上記②の対象者▶

- ・**主たる生計維持者の失業、廃業、休業または収入の減少が分かる書類のコピー**
(失業・廃業・休業の場合：雇用保険受給資格者証、離職票、退職・休業証明、個人事業主の廃業届(控)など)
(収入減少の場合：収入減少が分かる帳簿や給与明細(令和元年分の確定申告書や給与源泉徴収票と令和2年分(1月から直近月)の帳簿や給与明細などで減少率を確認しますので令和元年分の資料も必ず送付してください。))
※国や都道府県等からの各種給付金を除いて、損害賠償や保険金などにより事業収入等が補てんされた場合には、それを証明する書類も送付してください。

減免が承認されましたら、あらためて保険料の通知書等を送付させていただきます。
また、不承認となった場合にはあらためてご連絡させていただきます。
(ご通知には時間を要しますので、なにとぞご了承ください。)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**郵送での申請や、電子申込のご利用をお願いいたします。**
また、ご不明な点がございましたら、下記のお問合せ先にお電話ください。

【申請書類の郵送先・お問合せ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市 健康医療部 保険資格課 保険加入係
電話：06-6858-2300(直通)

以下より、電子申込も可能です。

【豊中市電子申込システム】

手続き名：新型コロナウイルス感染症にかかる
国民健康保険料の減免申請